

PRE-ENTRY CLASSIFICATION

輸入前品目分類決定書 (PKSI)

JETRO Webinar,
January 13th, 2020

輸入前品目分類 (税率) 決定権限

1. 関税法第16条 (1) 項



税関官吏は通関申告書提出前又は申告書の日付から**30日以内**に輸入品の税率を定めることが可能



2. 関税法第17条 (1) 項



総局長は、通関申告書の日付から**2年以内**に関税算出用の税率と関税評価を再決定することが可能



2. 関税法第17A条



申請に基づき、総局長は通関申告書申請前に、関税算出根拠として輸入品の品目分類と関税評価を定めることが可能

輸入品の品目分類 (税率) 決定の 2つのシステム

Official Assessment

- 国際郵便で輸入される物品、一部の宅配サービス、乗客の手荷物に対する税関官吏の品目分類決定
- 通関申告書提出前の関税総局による品目分類決定 (PKSI)

Self Assessment

- 通関申告時に輸入者が輸入品の品目分類を自ら申告。税関官吏又は関税総局は輸入者が申告した品目分類の修正 (決定) が可能

PKSIを利用した 輸入のメリット



輸入品の品目分類利用の確実性



禁止・規制品規定充足の確実性

PKSI利用に おける注意点

- PKSIは選択的に適用される
- PKSIは品目分類利用において輸入者を拘束
- PKSIを利用しない輸入の場合の品目分類決定リスク

Thank
you

Follow Us



@muconsulting

www.mucglobal.com